

伊勢崎市監査委員告示第 3 号

公 表 書

令和元年度財政援助団体等監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和2年3月18日

伊勢崎市監査委員	猪 俣	健
同	光 山	喜一郎
同	内 田	彰

記

1 財政援助団体等監査報告書

公の施設の指定管理者

公益財団法人 伊勢崎市公共施設管理公社

## 令和元年度 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象

公の施設の指定管理者

公益財団法人 伊勢崎市公共施設管理公社

(対象施設)

伊勢崎市民プラザ (経済部商工労働課)

### 2 監査の対象事項及び範囲

平成30年度及び令和元年度における、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。

### 3 監査の期間

令和2年3月12日(木)

### 4 監査の着眼点

- (1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用促進のための努力はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。

### 5 監査の概要

#### (1) 予備監査

本監査に先立ち、下記事項を重点に監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

ア 決算関係書類の整備状況について

イ 予算の執行状況について

ウ 契約関係書類の整備状況について

エ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況及び証憑類の整備状況について

オ 金銭の出納、預金通帳の管理について

カ 財産管理関係書類の整備状況について

## (2) 本監査

当該監査は、伊勢崎市民プラザ第3実習室において、監査委員3人と事務局職員が、提出資料と予備監査結果に基づき、事務責任者、所管部局職員と質疑応答方式で実施した。

## 6 監査の結果

伊勢崎市民プラザは、勤労者の福祉の増進及び市民文化の発展に寄与するための施設であり、平成18年度から公の施設の指定管理者制度を導入し、管理運営が行われてきた。令和元年度からは4期目を迎え、引き続き公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社が5年間の指定を受けて管理運営を行っている。

運営については施設の設置目的に沿って行われており、基本協定に基づく義務の履行についても概ね適正に実行されていた。

事務執行については、委託関係において仕様書で提出を求めている書類が未提出のものがあつた。また、経理関係において利用料金収入が会計処理規程に定められた日数を超過して銀行へ入金されているもの、支出伝票の決裁日が誤っているものがあつた。その他では、郵便切手等受払簿の記入に不適切な箇所があつた。今後は、会計処理規程を順守し、財務事務の適正な執行を念頭にチェック体制の充実と適切な処理を行うよう望むものである。

今後も引き続き関係部局と連携を図り、各種事業を実施しながら市民の文化活動及びスポーツ活動の拠点の場としての機能を発揮できるよう、適正な管理運営を期待するものである。